

令和6年度監査計画

令和6年度の監査等は、次の計画に従って実施します。

1 基本方針

令和6年度の監査等は、次の基本方針に基づき実施する。

- (1) 市の事務事業について、適法性、妥当性、効率性の観点から検証し、違法又は不正な事項について必要な指摘をするほか、公正で合理的かつ能率的な市政運営を確保するため、必要かつ適切な指導を行う。
- (2) 監査の実効性を確保するため、指摘等に対する改善状況を適切に把握し、是正又は改善を求めていく。
- (3) 行政運営の透明性を高めるため、監査結果に関する情報を適時、市民に分かりやすく公表していく。

2 重点項目

監査等を実施するにあたって、リスクの内容等、過去の監査等の結果及びその措置状況を勘案し、重点項目を設定する。また、他自治体のリスクの発生事例及びマスメディアで報道されるなどにより市民の関心が高い事案についての参考とする。

3 実施する監査等

本年度実施する監査等は、次のとおりとし、その具体的内容は、それぞれの実施計画において定める。

- (1) 定期監査（地方自治法第199条第1項及び第4項）

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、これらの

事務事業が法令等に従って適正に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げるように行っているかを監査する。対象部局は別表 1 のとおりである。

(2) 行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

市の事務事業の執行について、効率的・能率的に行われているか、法令等に従って適正に行われているかを主眼として、定期監査と併せて実施する。また、監査委員が必要と認める場合には、具体的なテーマを選定して実施する。

(3) 財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

市が補助金等の財政的援助を行っている団体、市が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している団体及び公の施設の指定管理者について、当該財政的援助等に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているかを監査する。対象団体は別表 1 のとおりである。

(4) 例月現金出納検査（地方自治法第 235 条の 2 第 1 項）

各会計の毎月の現金出納保管について、確実適正に処理されているかを検査する。対象会計は別表 1 のとおりである。

(5) 決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項・地方公営企業法第 30 条第 2 項）

令和 5 年度一般会計・特別会計及び公営企業会計の決算について、決算書等の関係書類の計数を確認するとともに、予算の執行が効率的かつ有効なものとなっているかを審査する。対象会計は別表 1 のとおりである。

(6) 基金の運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

令和 5 年度の基金の運用状況を示す書類の計数が正確であるか、基金の設置目的に従って確実かつ効率的に運用されているかを審査する。

(7) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項）

令和 5 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率について、これらの比率の算定が適正かつ正確であることを審査する。

(8) その他の監査（地方自治法第 199 条第 5 項ほか）

監査委員が必要と認めるときには随時監査を行うほか、住民監査請求や市長、

議会の要求があったとき等には法に基づく監査を行う。

4 監査の実施時期

監査等の実施予定時期は、令和6年度監査等年間計画表（別表2）に定めるとおりとする。

5 監査結果の報告及び公表

監査の結果は、それぞれの監査の根拠法令に基づき、議会及び市長並びに関係のある委員会又は委員に提出する。また、市役所前の掲示場に掲示するとともに、本市のホームページ等で公表する。

別表 1

(定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の対象) ※2年で一巡するように監査を実施する。

監査の種類			対象部局及び団体
定期監査及び行政監査			総合政策部 (国民スポーツ大会に係る業務のみ) 財政部 市民生活部 環境衛生部 福祉部 健康こども部 都市建設部 教育部 選挙管理委員会事務局
財政援助団体等監査	補助金等 交付団体	(1) 市が事務局を担当し、職員が 出納事務を担当する団体	上記定期監査の対象部局が 所管する団体
		(2) 市の補助金等の交付額が年5 00万円以上の団体	
		市の出資割合が4分の1以上の出資団体	
		公の施設の指定管理者	

(例月現金出納検査及び決算審査の対象)

監査の種類	会計区分
例月現金出納検査 決算審査	一般会計
	国民健康保険事業特別会計
	介護保険事業特別会計
	後期高齢者医療特別会計
	水道事業会計
	下水道事業会計
	市立病院事業会計
	公設地方卸売市場事業会計

別表2（令和6年度監査等年間計画表）

実施月	例月現金出納検査		決算審査	基金の運用状況審査 健全化判断比率等審査	定期監査等
	書類検査	実施日			
4月	20日から 末日頃まで	25日 (木) 会計管理者所管			定期監査 行政監査 財政援助団体等監査
5月	↓	31日 (金) 公営企業会計			↓
6月		26日 (水) 会計管理者所管	公営企業会計		
7月		30日 (火) 公営企業会計	一般・特別会計		
8月		28日 (水) 会計管理者所管	意見書提出	意見書提出	定期監査 行政監査 財政援助団体等監査
9月		27日 (金) 公営企業会計			↓
10月		31日 (木) 会計管理者所管			
11月		27日 (水) 公営企業会計			
12月		25日 (水) 会計管理者所管			
1月		30日 (木) 公営企業会計			
2月		27日 (木) 会計管理者所管			
3月		27日 (木) 公営企業会計			結果報告書提出